

シンポジウムの報告について

1 名称

みんなで考える「こども・若者」のこと

2 日時

令和5年9月24日（日）13:00～16:30

3 場所

千葉県ハーモニープラザ

4 参加者数

106名

（分科会）こどもの権利の侵害と相談対応	18名
こども・若者の社会参画	24名
こども・若者の居場所	27名

5 概要

（1）パネルディスカッション「こどもたちが思いを伝えるには」

ア 参加者

ファシリテーター：田村委員

パネリスト：牛尾さん（高2）、高崎さん（高1）、藤村さん（高1）、
山永さん（高1）、渡部さん（中3）

村山委員、神谷市長

イ 主な意見

- ・大人が忙しくて、こどもの話を聴くことができていない。
- ・こどもにとって家や学校の人には話せないことを話せる居場所が必要。
- ・学園祭の運営について先生が生徒の意見に否定的だったため、大人と対等に議論がしたいと感じた。
- ・小学校の頃は先生と関わる時間が長く、先生と相談することもあったが、現在は接する機会も減り、悩みは友達に相談しているので、大人はこどもが話しやすい環境づくりをしてほしい。
- ・中高生がいろんな大人と出会える機会や場所を提供してほしい。

- ・ボランティアに参加するために部活を休むことがあるが、学校の理解がない。
- ・大人に話しかけるのが苦手な子どももいる。子どもの中にも、大人との架け橋になるような存在になる子どもがいるとよい。
- ・子どもを否定せず受け入れてほしい。
- ・子どもが一方的に意見を発信できることも大事だが、成長していく中で、大人と子どもが意見をすり合わせて、さらにいいものを作れるということが、目指すべき場所だと思う。
- ・子どもの生活に密着した場所、日常的な場所に相談できる環境があることが大切

(2) 分科会「子どもの権利の侵害と相談対応」

ア ファシリテーター：村山委員

イ 主な意見

- ・気安く相談でき、子どもの声を受け止める場所が市内各所に必要であり、ウェブやメタバースの活用も考えるべきである。
- ・何が救済となるかを理解するには、子どもの意見を尊重し、子どもにとっての最善の利益は何かを追求していくことが必要であり、そのために当事者である子どもに寄り添っていくことが重要。
- ・子どもたちが相談・救済制度を活用するには、子どもたち自身が権利を学んで理解することが必要。
- ・地域の大人、教員、親などのおとなも子どもの権利を学んでいくことが必要であり、特に子どもと接する教員等については、研修等が重要。
- ・オンブズパーソン制度を設置すべき。
- ・子どもの居場所が相談機関の役割を担うこともできる。
- ・小学校に入る前の子どもたちも、子どもの権利を学ぶことが必要。
- ・権利侵害を受けた子どもの救済にあたり、ありのままを聞き取ることが必要で、時には最小限の聞き取りを行い専門機関につなげることも大事。
- ・条例の制定にあたっては、教育委員会の積極的な関与を望む。
- ・一人一人の大人が子どものありようをきちんと感じ、上から目線でなく、共感することが大事。

(3) 分科会「こども・若者の社会参画」

ア ファシリテーター：田村委員

イ 主な意見

- ・こどものまちC B Tでは様々な体験をしたが、様々な世代のこどもや大人等、多くの人とやり取りができたことが、社会人となった現在も大きく役立っている。
- ・こどもの頃から社会参画に接することで、社会や周りのことを良く考えるようになる。
- ・こどもが何かをやろうとしても、見通しが立たないということで大人がやらせない、うまくいかないことの経験ができない。
- ・昔は地域にあった児童会のような組織で取り組めると良い。
- ・こどもの参画推進事業に参加しているが、大人からやらされていると感じることはなく、自発的に行動できている。
- ・こども・若者のカワークショップと社会は直接つながってはいないと思う。
- ・SNS等を使えば部活と社会参画を両立することはできると思う。
- ・自分が社会参画に取り組んだきっかけは、親が参加を進めたことだったので、最初は親が背中を押すことが必要だと思う。
- ・社会参画を継続するかは、こども本人にまかせるべきで、周りが無理に続けさせるべきではない。
- ・こどもまで市の社会参画の取組みが届いていない。
- ・社会参画そのものをこども・若者が学ぶ機会が必要。

(4) 分科会「こども・若者の居場所」

ア ファシリテーター：吉永委員

イ 主な意見

- ・特定の場所がなくても、みんなで楽しめる活動があればそれが居場所となるのではないかと。
- ・オンライン上の居場所もありうる。危険性に留意する必要があるが、オンラインの方がかえって自分の気持ちを伝えることができる。
- ・何もしないでいい場所こそが、居場所として求められている。
- ・身近な所にこそ居場所が必要で、公民館や図書館のような場所に人材を配置したり、放課後子ども教室などで受け入れの幅を広げることで新しい居場所を開くことができる。

- ・子どもの居場所で活動できる人材になれば大人世代も嬉しい。
- ・昔は道に居場所性があったのではないか。
- ・常設型の「プレーパーク」などが増えてほしい。イベント的な実施では居場所としては子どもにとって消化不良気味なことがある。
- ・子どもも多様なので、常設型の場所や、イベント的な場等、様々な場所があることが必要。
- ・居場所を運営するにあたっては、子どもの権利の視点から考え、子どもの権利が守られているかということ振り返ることが必要。
- ・トー横キッズなど、自然発生的に若者や子どもが集まっている場所では、子どもの権利が守られていない点に留意が必要である。
- ・信頼できる大人がいてこそ、子どもの権利が守られる居場所となる。
- ・行政は民間の活動がやりやすいように後押しする役割を果たすべきである。
- ・行政と市民でどのように役割分担をして居場所の運営をしていくかを条例の検討の場においても議論することが必要。

6 来場者アンケートによる評価（5段階評価の平均値）

- (1) パネルディスカッション・・・・・・・・・・ 4. 5 1
- (2) 分科会「こどもの権利の侵害と相談対応」・・・ 4. 5 0
- (3) 分科会「こども・若者の社会参画」・・・・・・・・ 4. 5 3
- (4) 分科会「こども・若者の居場所」・・・・・・・・ 4. 5 7

※アンケート回答率33.4%（36名）

※感想については、別紙のとおり